

平成 25 年 1 月 8 日

各 位

一般社団法人しんきん保証基金

求償債権の損害金の過大請求にかかる対応状況について

平成 23 年 12 月 22 日に公表させていただきました「求償債権の損害金の過大請求」につきましては、損害金の過徴収の可能性のあるすべての求償債権に対し確認作業を行ったうえで返戻対象のお客様を特定し、過徴収の損害金を返還いたしましたのでご報告申し上げます。なお、行方不明や死亡等のために返還ができなかったお客さまの分につきましては、法務局に供託いたしました。

本件に関しましてご不明な点などがございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

お客さまには大変ご迷惑をおかけいたしましたこと、改めてお詫び申し上げます。

※ 求償債権とは

債務者に代わり、保証会社が債権者に支払うことにより発生する債権

(お問い合わせ先)

コンプライアンス部 お客様相談室 TEL 03-3566-5750

(9:30~17:00 土・日・祝日および12月31日から1月3日は除く)